



フリーランス法施行に伴う税制面のポイント

2024年11月に施行された「フリーランス・事業者間取引適正化等法（通称：フリーランス法）」は、業務委託を通じてフリーランスに仕事を発注するすべての企業に、新たなルールの遵守を求める法律です。

これまで慣習的に行っていた「条件をメールだけで伝える」「報酬の支払いを先延ばしにする」「修正を何度も求める」といった行為が、場合によっては法律違反になる可能性があります。

本稿では、企業側が理解しておくべきフリーランス法施行に伴う税制面のポイントを、実務目線で整理します。

1 フリーランス＝個人事業主(原則)

フリーランス法が対象とする「フリーランス」とは、労働者ではなく、基本的には業務委託を受けて働く個人事業主です。

そのため、報酬は「給与」ではなく「外注費」として支払われ、所得税・源泉徴収・消費税といった税務処理に関係してきます。

2 税務処理の誤りは労務認定リスクに

フリーランス法が対象とする「フリーランス」とは、労働者ではなく、基本的には業務委託を受けて働く個人事業主です。そのため、報酬は「給与」ではなく「外注費」として支払われ、所得税・源泉徴収・消費税といった税務処理に関係してきます。

表向きは業務委託契約であっても、実態として以下のような条件が重なっている場合、税務署や労基署などから「これは外注ではなく、雇用にあたる」と判断される可能性があります。

【雇用認定されやすいケースの例】

- ・ 就業時間や勤務場所を企業が指定している
- ・ フリーランスが会社の備品やアカウントを使って業務を行っている
- ・ 業務の進め方や成果物に細かな指示を日常的に行っている
- ・ 成果ではなく「作業時間」に応じて報酬を支払っている
- ・ 他の企業との取引を禁じている（専属契約）

上記のような実態がある場合、支払った「外注費」は税務上「給与」と再分類され、下記の問題が生じることがあります。

- ・ 源泉徴収漏れ：給与扱いならば、支払い時に所得税を天引きして納付する義務が生じます。未納の場合は延滞税・加算税の対象となります。
- ・ 社会保険未加入：本来は厚生年金・健康保険に加入させるべきだったと判断されると、保険料を徴収されるケースもあります（最大2年分の遡及）

以降は会員専用ページにて公開しております。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより

アクセスをお願いします。

[ご入会はこちらから](#)

(入力は数分で終わります)

[会員の方ははこちらから](#)

藤田香織税理士事務所

南九州税理士会所属

〒860-0832
熊本市中央区荻原町5番23-1109号
TEL.096-379-8840

経歴

2010年 税理士登録・藤田香織税理士事務所開設
2018、19年 南九州税理士会理事
2019年より 熊本県固定資産評価審議会委員
2020年より 天草不知火海区漁業調整委員会委員
2025年より 南九州税理士会熊本西支部支部長

税理士

藤田 香織



- ・是正勧告や公表のリスク：労働基準監督署からの是正指導や、重大なケースでは企業名の公表に至ることもあります。

※社会保険や基準局からの是正勧告等について詳細は、社会保険労務士にお問い合わせください。

3

消費税の課税事業者・インボイスの確認が必要となる

今回の施行直前に始まったインボイス制度も、今回のフリーランス法に大きな影響を及ぼします。

フリーランスがインボイス（適格請求書発行事業者）登録を行っているかどうかは、発注者側の企業にとって、消費税の仕入税額控除を受けられるかどうかという重要な分岐点となります。

【仕入税額控除の可否に直結】

- ・登録フリーランス（インボイス発行可）
 - 消費税の記載ある請求書で仕入税額控除が可能
- ・非登録フリーランス（免税事業者など）
 - 消費税を支払っても、控除できない
 - 実質的に“消費税分のコスト負担”が企業側に残る

【実務で生じる課題・トラブル】

- ・「取引価格に消費税が含まれると思っていたが、請求書に税額が記載されていない」
- ・「インボイス非登録だから報酬を減額された」
- ・「インボイスに対応できないという理由で、取引自体を打ち切られた」

こうした事例は、特に中小企業や個人フリーランスとの取引現場で急増しています。

インボイス制度は本来、税の透明化・適正化が目的ですが、結果的にフリーランスの“選別”が行われている側面も否定できません。

企業としては、契約を締結する段階で、「適格請求書発行事業者であるか否か」「消費税の取り扱い（内税・外税）」「インボイス発行が可能かどうか」等を文書で確認・記録しておくことが、法令遵守だけでなく、将来的な税務調査やトラブル予防のためにも極めて有効です。

4

報酬支払の「源泉徴収」について

フリーランスに対して「報酬・料金」を支払う場合には、原則10.21%の源泉徴収が必要となります。

原稿料、講演料、デザイン料、翻訳料、芸能・スポーツ関連業務報酬などに該当する場合、特に事業所得と明確に区分ができない場合には注意が必要となります。

契約の前に「源泉の有無」や「課税対象業務か否か」の確認を確実に行うなど注意が必要となります。

5

おわりに

フリーランスとの契約は、単に契約書を交わすだけではなく、税務・社会保険・法令順守の三位一体で整備されるべき課題です。

フリーランス法施行により、契約条件や報酬の取り扱いが法律で明文化された以上、今後は企業側の責任が問われる場面も増えていくことが予測されます。

地域社会を支える企業にとって、外部人材の活用は柔軟な経営のカギであり、フリーランスとの連携は今後ますます重要になると考えられます。

「信頼される契約関係」を築くことは、企業の競争力と持続可能性を高める一歩となります。